

【被扶養者の申請に必要な添付書類一覧】 ●…必ず提出が必要 ○…状況に応じて提出が必要
「添付書類」の内容で確認できない場合、下表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

申請したい方		同居・別居どちらでもよい人										同居が条件の人							
		配偶者	子				孫・弟妹			父・母／祖父母	兄・姉	甥・姪		義父母	叔父・叔母等				
新生児	16歳未満		16歳以上の学生	その他	16歳未満	16歳以上の学生	その他	16歳未満	16歳以上の学生			その他							
申請したい方の状況と必要な書類		書類を取得できる場所																	
必須	被扶養者届（認定申請用）	当組合ホームページ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	被扶養者現況届	当組合ホームページ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	世帯全員分で続柄記載の住民票（原本） （当組合受理日から3ヶ月以内発行のもの）	市区町村役場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	収入・所得金額が記載されたもの（16歳以上 必須） *課税・非課税証明書等 自治体によって名称は異なります	市区町村役場	●		●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
結婚した ★	戸籍全部事項証明 ◆	市区町村役場	●																
内縁の妻（夫）※8	被保険者・申請対象者双方の戸籍謄本 ◆	市区町村役場	●																
離婚による扶養義務者の変更	戸籍全部事項証明 ◆	市区町村役場		●	●	●	●												
夫婦ともに収入があり、配偶者が当組合加入者でないとき	夫婦共同扶養審査収入確認表 相手先健康保険発行の「不承認通知」※7	当組合ホームページ 相手先健康保険組合等		●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
学生（高校生以上）	学生証（両面写）または在学証明書（原本）	学校等教育機関	●		●			●		●	●		●		●	●		●	
収入あり	給与収入（パート・アルバイト）※1	勤務内容証明書・給与支払証明書	当組合ホームページ	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	年金（国民・厚生・共済・企業・遺族・障害・個人・各種恩給等）※1	年金振込通知書（写）または年金額改定通知書（写）	手元がない場合は年金事務所等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	自営業（法人格を有していない）※1	確定申告書・収支内訳書等（確定申告書類一式）3年分 ※6	手元がない場合は税務署等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	不動産 ※1	確定申告書・収支内訳書等（確定申告書類一式）3年分 ※6	手元がない場合は税務署等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	株式配当・利子 ※1	確定申告書・収支内訳書等（確定申告書類一式）3年分 ※6	手元がない場合は税務署等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	専従者給与 ※1	青色専従者給与に関する届出書（写）※6	手元がない場合は税務署等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	傷病手当金・出産手当金 ※2	受給金額・受給期間がわかる書類	加入していた健康保険組合等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	雇用保険（失業等給付）※2	雇用保険受給資格者証全面（写）	手元がない場合はハロワーク	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	公的生活扶助 ※2	受給内容がわかる書類	手元がない場合は市区町村役場等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	学術奨励金等 ※1	受給内容がわかる書類	手元がない場合は支給元の機関等	○		●	○		●	○	○	○		●	○	○	○	○	
収入なし	退職者（雇用保険未加入）	退職証明書・雇用保険未加入がわかる書類	従前勤務先等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	退職者（失業等給付を受給しない）	離職票-1・-2（写）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）	従前勤務先等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	退職者（失業等給付を受給する予定）※2	離職票-1・-2（写）または雇用保険受給資格者証全面（写）	手元がない場合は従前勤務先・ハロワーク等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	退職者（失業等給付受給を延長した）	受給期間延長通知書（写）	手元がない場合はハロワーク	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	退職者（失業等給付受給終了した）	「支給終了」記載の雇用保険受給資格者証全面（写）	手元がない場合はハロワーク	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	自営業を廃業した	廃業届（写）※6	手元がない場合は税務署等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	専従者給与をやめた・減額した	青色専従者給与に関する届出書（写）※6	手元がない場合は税務署等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
	各種手当・公的生活扶助の受給終了	受給終了がわかる書類（写）	手元がない場合は支給元の機関等	●		○	●		○	●	●	●		○	●	●	●	●	
申請対象者が健康保険に加入していた ※3	健康保険資格喪失証明書	加入していた健康保険組合等	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
被保険者と姓が異なる場合	戸籍全部事項証明 ◆	市区町村役場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
別居の場合 ※4	子の別居先に他の健康保険に加入している方がいるとき⇒	戸籍全部事項証明 ◆ 3ヶ月分の送金証明 ※5	市区町村役場 手元がない場合は金融機関	●			●	●	●	●	●	●							
		戸籍全部事項証明 ◆ 1ヶ月分の送金証明 ※5	市区町村役場 手元がない場合は金融機関		●	●	●												
	生活費回答書	必要な場合のみ、健保組合から送付いたします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
特別養護老人ホーム等の施設に入所している（入所者自身の収入で利用料を支払っている場合を除く）	入所証明書	入所先等	●									●	●						

◆戸籍は被保険者との続柄がわかるものをご提出ください。 ★外国籍の配偶者と婚姻した場合は、婚姻証明書も必要です。
※1 年収130万円未満（月額108,334円未満）かつ被保険者の収入の1/2未満であること。60歳以上または障害のある方は、__部を年収180万円未満（月額150,000円未満）と読み替えてください。
※2 日額3,612円未満（60歳以上は日額5,000円未満）の場合、申請可能です。 ※3 国民健康保険の場合は不要です。必要に応じて、保険証の写しの提出をお願いする場合があります。
※4 住民票が異なっていれば別居となります。別居の考え方は、当組合ホームページに掲載しています。会社命令の単身赴任・学生は送金証明の提出は原則不要ですが、送金はおこなってください。
※5 銀行振込の利用明細、送金証明書、現金書留郵便の控え等、日付・金額・送金人・受取人記載のものがが必要です。現金の手渡しは認められません。
※6 税務署の受付印または電子申請したことが確認できる控えの写し
※7 相手先の健康保険組合に申請後、不承認となりお手元に「不承認通知」がある場合、必ずご提出ください。
※8 事実上の婚姻関係（内縁関係）は、公的に内縁関係の確認ができることが前提です。（住民票の続柄欄に「未届の妻（夫）」と記載されている場合等）